

広報

あいむ

'80

6・1

No. 198

発行秋穂町役場



横浜神社(黒潟)

県道長浜回りのバス路線に沿うて松林の中にある。社伝によると、勧請は仁寿3年(853)安芸厳島の三女神で、はじめ黒潟南の現在の海岸沿いにできていた小高い砂嘴の地六本松に勧請のち元禄元年(1688)黒潟開作築立があって、開作の鎮守として現在地に遷座した。祭日は9月17日。

境内地277坪のほか、付近の山林松原約1町歩が社地。建物は本殿2・4坪、幣殿3・75坪、拝殿9坪の瓦葺き。別に社務所倉庫がある。かつては通夜堂、鐘楼もあった。

吉敷毛利家領時代に領主から田地2反7畝余の御供田の寄進があった。

今月の主な内容

- | | |
|----------|--|
| 2・3ページ | 6月は衆議院議員、最高裁・裁判官国民審査、参議院議員、町議会議員の選挙が行われます。町議会議員一般選挙の日程が決まりました。投票日、6月15日。6月22日は、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の投票日。 |
| 4・5ページ | 町民憲章制定推進協議会が発足。 |
| 6・7ページ | みんなの健康。 |
| 8・9ページ | 公民館だより |
| 10・11ページ | 郷土小史、夜間救急病院群輪番表 |
| 12・13ページ | 老人医療・福祉医療の「新受給者証」を渡します。児童手当受給者の皆さんへ「現況届」は6月末日まで。 |
| 14ページ | お知らせ |

6月は

衆議院議員総選挙 最高裁・裁判官国民審査 参議院議員通常選挙 町議会議員一般選挙

が行われます

投票日**投票のできるかた**

ができない人は、前もって投票することができます。

④投票できる期間

六月十五日 町議会議員一般選挙
六月二十二日 衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、参議院議員通常選挙（詳細別記のとおり）

町議会議員一般選挙
 秋穂町に引き続き三ヶ月以上、住所を有する者。（転入した者は、昭和五十五年二月二十八日までに転入の手続きをした者）
 年齢が満二十歳以上の日本国民（昭和三十五年六月十六日以前に生まれた者）

衆議院議員一般選挙 六月八日から六月二十四日まで
参議院議員通常選挙 五月三十日から六月二十一日まで
衆議院議員総選挙 六月二日から六月二十一日まで

投票所**④投票できる時間****第一投票区（大河内北区・中条区）****後五時まで**

投票所Ⅱ 公民館大海分館
第二投票区（井南区・金山嶺住宅）
 投票所Ⅱ秋穂町商工会体育館
第三投票区（中道区・祇園町区）
 投票所Ⅱ秋穂町商工会ホール
第四投票区（金山嶺区・先育江区・下村区・黒瀬南区）
 投票所Ⅱ中央公民館講堂

投票時間 各選挙とも、午前七時から午後六時まで

郵便による不在者投票
 次のような身体に重度の障害のある人で、郵便投票証明書の交付を受けている人に限られます。
町選挙管理委員会事務局
 ※土曜・日曜日でも投票できます。印鑑と入場券をご持参ください。

**投票の秘密は
守られます**

投票用紙は、よくかき混ぜてから開票されます。したがって、だれがだれに投票したかは投票した本人以外にはわからないようになります。自分がよいと決めた人に安心して投票しましょう。

あなたの大切な権利は法律が守っています。また、だれに投票したか人に聞かれても言わなければなりません。あなたの権利は法律が守っていますので、みんな投票に参加しましょう。

指定病院等の施設における不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所中の人は、その病院あるいは老人ホームなどの施設で不在者投票ができることになります。

詳しいことは、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙人名簿選挙時登録

選挙人名簿に追加登録するための、登録資格の決定基準日、登録日および選挙人名簿の縦覧期間は次のとおりです。

選挙人名簿選挙時登録
 五月二十八日（ただし、年齢についての選挙の期日による）
登録日 五月二十九日
選挙人名簿縦覧期間 五月三十日から六月三日まで

不在者投票

通常の不在者投票
 仕事の都合や、やむをえない用事、病気や出産などのために投票に行つて投票すること

なお、郵便投票証明書は、本人からの申請に基づき町選挙管理委員会の委員長が交付するもので、有効期間は四年となっています。

登録資格の決定基準日
 五月二十八日（ただし、年齢についての選挙の期日による）
登録日 五月二十九日
選挙人名簿縦覧期間 五月三十日



投票用紙には、郵便投票用紙と併記されています。

町議会議員一般選挙の日程が決まりました

投票日 6月15日

七月十一日をもって任期満了となる、秋穂町議会議員一般選挙の選挙日程が決まりました。主なものは次のとおりです。

六月八日(日)▽選挙期日の告示
▽立候補(推薦)届け出受理開始
▽選挙立会人届け出受理開始
▽不在者投票の開始△公営施設使用の個人演説会開催申込出開始
不在者投票の開始△郵便による届け出期限△立候補辞退届け出期

六月九日(月)▽立候補(推薦)
届け出期限△立候補辞退届け出期
六月十日(火)▽公営施設使用の個人演説会開始
六月十一日(水)▽郵便による不在者投票用紙等交付請求期限
六月十二日(木)▽選挙立会人届け出期限
六月十三日(金)▽補充立候補(推薦)届け出期限
六月十四日(土)▽不在者投票期限
六月十五日(日)▽投票日▽投

六月十六日(月)▽当選の告示
六月二十一日(土)▽請負等をやめた旨の届け出期限
六月二十九日(日)▽選挙の効力に関する異議申し出期限△選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出期限

票時間 午前七時から午後六時まで
六月十日(火)▽公営施設使用の個人演説会開始

六月二十九日(日)▽選挙の効力に関する異議申し出期限△選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出期限

政治家や候補者などは、寄付をすることを法律で禁止されています。

選挙に関係あるなしにかかわらず、名義がどのようになっていても、お祭りなどの寄付、葬儀のと

も法律違反になります。

贈らない・求めない

ルールを守って きれいな選挙



選挙事務所における 焼き出し廃止運動

炊き出し廃止運動

六月十五日には、秋穂町議会議員選挙が行われます。ご承知のように公職選挙法は、選挙運動のために多額の経費をかけることを防ぐ目的から、選挙運動に関し、飲食を提供することは、一定の場合を除き禁止しています。

前回の町議会議員選挙では、この運動が町民各位のご協力により相当効果をあげております。

今回も前回にまして皆さまがたのご協力により、この「選挙事務所における焼き出し廃止運動」の盛り上がりで「明るく、正しい選挙」の実現を図りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

明るく正しい選挙
◎あなたが政治の主人公です
◎選挙の主役はあなたです
◎だれを選ぶかは、あなたの自由です
◎選挙は、私たちの代表を選ぶことです
◎選挙違反は、国民の良心を裏切る悪質な犯罪です

投票は、①衆議院議員総選挙、②最高裁判所裁判官国審査、③参議院議員地方区選出議員選挙、④参議院議員全国区選出議員選挙の順で投票して頂きます。

国会は、衆議院と参議院で構成される国権の最高機関で、私たちが選び出した代表者である議員によって国会が組織され、政治が行われます。

この代表者を選ぶ、六月二十二日の衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙は、日本の将来と私たちの生活に大きく響く、たいへん重要な意義を持つ選挙です。

みんなが投票することによって政治に参加しましょう。

投票の方法

投票は、①衆議院議員総選挙、②最高裁判所裁判官国審査、③参議院議員地方区選出議員選挙、④参議院議員全国区選出議員選挙の順で投票して頂きます。

町制施行40周年

11月の「文化の日」を制定目標として

町民憲章制定推進協議会が発足!!

今年は町制が施行されて四十周年を迎えます。町では、これを記念して町民みんなの生活信条、実践目標を表現した合い言葉を定めて、「同じ町に住むものとして連帶の意識をため、触れ合いのある明るい住みよい明日の秋穂町をめざそう」という趣旨で有志のかたがたが発起人となり、町内各方面の意見を代表される団体に呼びかけて、五月十七日午後二時から中央公民館会議室で、五十数人のかたがたが出席して、町民憲章制

定推進協議会の発会式が行われ、みんなの町民憲章をつくることにについて、盛り上がりの輪をどう広げてゆくかが話し合われ、十一月の文化の日を制定の目標に取り組んでいくことが決まりました。

なお、当日の協議会で、今後中心になって活躍される役員として次のかたがたが決まりました。

(敬称略)

役職
会長
福江勝二
副会長
西天田

副会長
山下茂登氏

会長
福江勝二氏

理事
緒方烈氏

副会長
安田民子氏

理事
砂田頼男氏

理事
酒本佐輔氏

理事
安光博氏

理事
三好保雄氏

理事
三尾勝次氏

理事
福田浩一氏

理事
福嶋久雄氏

| | | | |
|-------------|-------------|------------|------------|
| 副会長 山下茂登 | 副会長 安田民子 | 副会長 官ノ旦 | 副会長 中津江 |
| 理事 緒方烈 | 理事 砂田頼男 | 理事 福嶋久雄 | 理事 福嶋久雄 |
| 酒本佐輔 | 酒本佐輔 | 浜内 | 浜内 |
| 大河内北 | 大河内北 | 天神町 | 天神町 |
| 西青江 | 西青江 | 中道 | 中道 |
| （未定） | | 北条 | 北条 |

いよいよ待望のボーナスシーズンの到来です。今年はどのくらいかな——といろいろ胸算用されているかたも多いと思います。使いみちについても、あれこれ考えておられることでしょうが、たいせつなボーナスですからぜひともしっかり計画をして、生きた使いみちを考えたいものです。

私たちの一生には、まとまつたお金を必要とする時期がいくたびあります。そのための貯蓄には郵便局の定額貯金がぴったりです。定額貯金の利率は、預け入れ期間に応じて段階的に高くなり、その利率が預け入れ時にかかるばつて適用されます。そのうえ、半年ごとの複利計算ですから利回りはぐっとよくなります。

例えば、一年で七・一二割、三年で八・八四割、五年で九・六〇割となり、十年間そのまま定額貯金に預け入れておくと一一・九割と二倍以上となります。

さらに定額貯金は、預け入れ後半年たてば、いつでも必要な時期におろせますので、換金性の面でも優れています。

夏のボーナスは、郵便局の定額



ボーナスで計画貯蓄
のスタートを

みんなの共通目標として町民憲章を

自由社会の国においては憲章と呼ばれるものがいろいろあります。

この憲章が「憲法」であるのに對して、都市や町村の場合には「憲章」といわれています。

最近我が国でも「市民憲章」という名で呼ばれるものが多くなっています。呼び名は市であれば市民憲章、町であれば町民憲章ということになります。

町民憲章は、「町民が郷土を愛し、みずから町を住みよい幸せな町とすることを町民に対して要求する、町民道徳や生活基範の総称である」となっています。いわゆる町民が、「共同生活をするための極めて抽象的な目標を掲げたものである」といわれています。

私たちの町秋穂町は、気候も穏やかで、澄んだ空のもと緑のよく豊かな自然の恵みが心の中にうつしられて、和やかに慈しみ合う心が長い歴史と伝統の中に培われてきました。

それ故に秋穂町の人々は、町民としての心がけをおのずから体得できました。

つくろうみんなの町民憲章を

し、長年にわたりこれを実践してきました。しかし、近年における社会情勢の変化のなかで、産業の発展につれて皆さんの暮らしも昔の暮らしと大きく変わってきていました。日常生活を取り巻く環境上の問題も起っています。

そうは言っても秋穂町の皆さんたの間関係は、緊密で連帯意識は強いものがありますが、時代のなりゆきから、近ごろではばかり働きに出られるかたが多くなり、共かせぎの家も増えてきて、隣近所でもお互いに顔を合わせる機会も少なくなり、昔のような集まりの機会を持つとうとしても時間のやりくりがつかない、そうしたことからだんだんと共同意識が薄れています。

しかし、自分の住む町を住みよいところにしよう、という気持ちや町のだれもが持っている念願は町民のだれもが持っている念願であります。

住みよい町とは、各々が人権を尊重し、互いに信頼し、助け合って社会生活の連帶責任を保ち、公害なく、平和で明朗で、健康に働くことのできる町をいいます。そ

れに清潔でよく整い、きれいであれば、それこそ心も形も美しい理想の町といえましょう。

最近、一般的に言つて地域の開発は進んでいても社会開発が遅れがちなのが実状です。

これからの一九八〇年代は、不安定・不確実な時代であろうといわれおり、物の見方や考え方いろいろで、物事に対する価値判断も人によって違いましょう。こうした多様性の中に共通の可能性を見いだしてこそ、秋穂町の将来

の展望が開けることでしょう。
そこで町制施行四十周年の意義ある年に、町民皆さん一人一人が、秋穂町の自然と歴史をふまえて「いかにあるべきか」「何をすべきか」を考え、町民の精神的なよりどころとなる町づくりへの実践目標を自分たちがつくるのだ、という気持ちでこぞつて参加していただき、みんなで相談して、郷土愛、人間愛に根ざす立派な憲章をつくりあげて、それをみんなの共通目標として一人一人の心に美しい花を咲かせて、明るい平和な町をつくりましょう。

最近、新聞やテレビに児童の養護、しつけ、学校の長欠、非行、障害等の諸問題が取り上げられていますが、子ども問題は早期発見、早期治療が最もたいせつです。このようなことでお悩みのかたは、早めに地区担当の民生児童委員さんにご相談ください。

子どものことや生活のことの 二) 相談は

民生児童委員へ

六月、この月は暦の上では一日入梅、二十一日は夏至と一年のうちで一番日が長く、また陽の照る日が少ない月でもあります。

このところ農業も機械化されてしまふことはないにしても、農家では田植えの季節で、野面を渡るせわしげな蛙のなき声に、ひとしお心せわしく感じられるところでもあります。

梅雨の始めのころの雨は、いつ降り始めたともさだかでなく、しとしと、何もかも溶かし込むような気配が感じられます。このような雨に濡れて咲く

院議員選挙と、一九八〇年代前半の動向を決める重要な選挙があつついで行われます。

あじさいの花言葉が、「変わりやすい心」を示すなどといわれる花は、花にとって迷惑しきれどあります。政治家が選挙の公約に反して心変わりするのは、選挙民にとっては、これまで迷惑しこくであります。

この月は忙しく、なかでもお互いが心して立派な人を選ぶ権利を使用する、大切なときでもあります。

あじさいの花



つくろうみんなの町民憲章を

環境衛生清掃月間

6月22日まで

みんなで実践しよう

❶区内の川、空地、住居周辺を清掃し、ゴミを焼却したり運搬して処理しましょう。

❷下排水こうおよび衛生害虫の発生源となる施設や場所を、徹底的に駆除しましょう。
(写真は天田川の河川清掃をしておられる西天田区の皆さん。)



よい歯で、よくかみ
よいからだ

6月4日～10日 歯の衛生週間



半年に1度は
歯の“定期検診”を

犬を飼つて
おられるかたへ
犬のフンのしまつを
心がけましょう

近ごろ犬のフンが田のあぜ道や道端にそのままにしてあり、農繁期を前にして苦情が多くであります。

犬を飼つておられるかたは、散歩される途中に犬がフンをした場合は、飼主の責任で他の場所に埋めるか、のけてください。必ず心がけてください。

犬は正しく 飼いましょう

犬は私たちにとって最も身近な動物です。人々の周辺で暮らす犬も、正しく飼育されないと危害や迷惑をかけることになります。犬を飼つておられるかたは、愛情をもって飼いましょう。

犬がかみついたり、ほえついたり、田畠を荒らすことのないよう、つなぐかオリに入れて飼いましょう。

〔危害の防止〕

犬がかみついたり、ほえついたり、田畠を荒らすことのないよう、つなぐかオリに入れて飼いましょう。

これは、お母さんが子どもを妊娠したときから始まります。妊娠五週間目ごろから赤ちゃんの歯はでき始め、生まれるころには乳歯は完全にでき上がり、

第一は歯質づくり

あなたが人とお話をするときも、あなたが笑ったときも、いちばんあなたを引き立てるのは健康な美しい歯です。そして、生きて行くうえで毎日たいせつな役割を果たしています。

今日は、虫歯予防デーにちなんで、良い健康な歯をつくることについてもう一度考えてみましょう。

良い歯をつくるには、三つの因子があります。

第二は糖質の取り方とくふう

人口栄養で赤ちゃんをお育てのかたは、ミルクを飲みながら、ほ乳瓶をくわえたまま眠るクセをつけてはいませんか。これは良くないので改めてください。

第三は歯面の歯こう除去

食事やおやつの時間はさまざまですが、いつもダラダラと食べている人を見かけますが、これは口の中がいつも酸性となり、歯のたいせつなエナメル質



あなたの歯

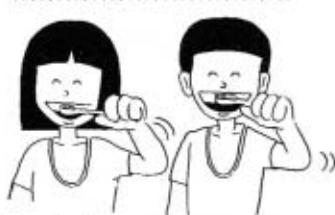
この時期に永久歯もでき始めるのです。

妊娠中の栄養とお母さんの心がけが、いかにその子どもの歯質に関係し、たいせつであるかがわかります。

虫歯は口の中にいつも存在している細菌が、食物中の糖分を栄養にして繁殖し、酸性化し、しだいに歯が冒されて虫歯をつくります。

規則正しい食生活と、おやつについての工夫なども、幼いうちにしっかりと考え方で歯をたいせつにする習慣を身につけてください。

虫歯や歯ぐきの病気が原因で、二次的に全身にいろいろな病気を起こすこともあります。



健康のバロメーターは、あなたの歯から、といつても過言ではありません。

ちなみに秋穂町の国保の歯科受診状況をみると、毎月平均して約二百人以上となつております。



町制施行40周年記念

たくましい秋穂っ子の綱引き

2度も切れるハピニング

体力つくり町民体育大会



公民館たより

五十五年度の町民体育大会は、五月四日予定通り九時三十分から町設グランドで盛大に開会されました。

市民スポーツ総参加運動の一環として、町民の体力つくりをめざす本大会に、町内全区より選手をはじめ園児・子ども会・婦人会・老人クラブなど各団体の参加者や応援の人たち約四千人が集いました。秋中プラスバンドが演奏する軽快なリズムにのって、ボイスカ

ウトによる国旗・町旗の入場に続き、農高生の持つプラカードを先頭に各区選手・役員が堂々の行進を行いました。

| | | 第三部 | | 第二部 | | 第一部 | |
|----|----|-----|---------|---------|--------|-----|-----|
| ⑤ | 加茂 | 21 | 〔優勝〕花香北 | 〔優勝〕中津江 | 〔優勝〕下村 | 6 | 野 |
| 15 | ③ | 東本町 | 22 | 21 | 26 | ③ | 浜内 |
| 13 | ⑥ | 小浜 | ③井南 | 21 | ④ | 中条 | 13 |
| 16 | ④ | 中道 | 15 | 21 | ② | 黒瀬北 | 16 |
| 23 | ② | 海岸通 | 16 | 15 | 屋戸 | 12 | 日地 |
| | | | 14 | 16 | 13 | 16 | ④ |
| | | | | 14 | 15 | 16 | 祇園町 |
| | | | | | 17 | 17 | 17 |
| | | | | | 18 | 18 | 18 |
| | | | | | 19 | 19 | 19 |
| | | | | | 20 | 20 | 20 |
| | | | | | 21 | 21 | 21 |
| | | | | | 22 | 22 | 22 |
| | | | | | 23 | 23 | 23 |
| | | | | | 24 | 24 | 24 |
| | | | | | 25 | 25 | 25 |
| | | | | | 26 | 26 | 26 |
| | | | | | 27 | 27 | 27 |
| | | | | | 28 | 28 | 28 |
| | | | | | 29 | 29 | 29 |
| | | | | | 30 | 30 | 30 |
| | | | | | 31 | 31 | 31 |
| | | | | | 32 | 32 | 32 |
| | | | | | 33 | 33 | 33 |
| | | | | | 34 | 34 | 34 |
| | | | | | 35 | 35 | 35 |
| | | | | | 36 | 36 | 36 |
| | | | | | 37 | 37 | 37 |
| | | | | | 38 | 38 | 38 |
| | | | | | 39 | 39 | 39 |
| | | | | | 40 | 40 | 40 |
| | | | | | 41 | 41 | 41 |
| | | | | | 42 | 42 | 42 |
| | | | | | 43 | 43 | 43 |
| | | | | | 44 | 44 | 44 |
| | | | | | 45 | 45 | 45 |
| | | | | | 46 | 46 | 46 |
| | | | | | 47 | 47 | 47 |
| | | | | | 48 | 48 | 48 |
| | | | | | 49 | 49 | 49 |
| | | | | | 50 | 50 | 50 |
| | | | | | 51 | 51 | 51 |
| | | | | | 52 | 52 | 52 |
| | | | | | 53 | 53 | 53 |
| | | | | | 54 | 54 | 54 |
| | | | | | 55 | 55 | 55 |
| | | | | | 56 | 56 | 56 |
| | | | | | 57 | 57 | 57 |
| | | | | | 58 | 58 | 58 |
| | | | | | 59 | 59 | 59 |
| | | | | | 60 | 60 | 60 |
| | | | | | 61 | 61 | 61 |
| | | | | | 62 | 62 | 62 |
| | | | | | 63 | 63 | 63 |
| | | | | | 64 | 64 | 64 |
| | | | | | 65 | 65 | 65 |
| | | | | | 66 | 66 | 66 |
| | | | | | 67 | 67 | 67 |
| | | | | | 68 | 68 | 68 |
| | | | | | 69 | 69 | 69 |
| | | | | | 70 | 70 | 70 |
| | | | | | 71 | 71 | 71 |
| | | | | | 72 | 72 | 72 |
| | | | | | 73 | 73 | 73 |
| | | | | | 74 | 74 | 74 |
| | | | | | 75 | 75 | 75 |
| | | | | | 76 | 76 | 76 |
| | | | | | 77 | 77 | 77 |
| | | | | | 78 | 78 | 78 |
| | | | | | 79 | 79 | 79 |
| | | | | | 80 | 80 | 80 |
| | | | | | 81 | 81 | 81 |
| | | | | | 82 | 82 | 82 |
| | | | | | 83 | 83 | 83 |
| | | | | | 84 | 84 | 84 |
| | | | | | 85 | 85 | 85 |
| | | | | | 86 | 86 | 86 |
| | | | | | 87 | 87 | 87 |
| | | | | | 88 | 88 | 88 |
| | | | | | 89 | 89 | 89 |
| | | | | | 90 | 90 | 90 |
| | | | | | 91 | 91 | 91 |
| | | | | | 92 | 92 | 92 |
| | | | | | 93 | 93 | 93 |
| | | | | | 94 | 94 | 94 |
| | | | | | 95 | 95 | 95 |
| | | | | | 96 | 96 | 96 |
| | | | | | 97 | 97 | 97 |
| | | | | | 98 | 98 | 98 |
| | | | | | 99 | 99 | 99 |
| | | | | | 100 | 100 | 100 |

「ただいま3歳」の放送時間変更



家庭教育(幼児期)の相談事業に係る、テレビ家庭教育番組「ただいま3歳」の放送時間が、次のように変更になりました。

曜日 毎週土曜日
時間 午前十時三十分から十時四十五分まで

月 四月から六月まで(五十四年度分再放送)七月から五十五年度分放送

の中田主事を講師に招いて、午後一時三十分から行いました。まず、二時間の講義を受けた後、公民館裏の広場を利用して、実技講習に入りましたが、なにぶん初めての試みでしたので、ルールやゲームのやり方などを初步から指導していただきました。皆さん熱心に習っていましたので、四月二十五日に第二回目を開催したときには、だいぶん慣れてきたようで、ゲームもスムーズに進むようになりました。

現在、会員は四十人程度ですが、今後も毎月教室を開催する予定にしておりますので、ふるって参加していただくとともに、日ごろより公民館裏の広場を、ゲートボールの練習にご活用ください。

あなたもゲートボールをしてみませんか

たくましい健やかな秋穂っ子

岡田教育長が辞職
五月十六日の教育委員会で、岡田圭治教育長から健康上の理由により、辞職願いが提出され、受理されました。

家庭教育通信

NO. 53

親子の触れ合いを多く

- ①だいじな物はだいじに使いなさい。
 ②早寝早起きは健康のもと。
 ③お母さんのいないときほどしつかりしなさい。

- ④おふろに入れるようになったの。
 ⑤早く帰つてくるように。

(「子供白書」一九七九年版)

父母や祖父母たちが、子どもによく言う言葉として、次のような調査結果が出ています。

父親

- ①勉強が終わつたか。
- ②早く寝なさい。
- ③ふろへ入りなさい。
- ④早くやりなさい。
- ⑤仕事をやつたか。
- ⑥勉強しなさい。
- ⑦早くやりなさい。
- ⑧あとかたづけをしなさい。
- ⑨仕事をしないさい。
- ⑩顔を洗いなさい。

祖父母

たくましい子どもを育てるためには、強い体をつくるだけでなく、情操面、精神面のたくましさ、豊かな育成を忘れてはなりません。それは、親と子の触れ合いの中から生まれ、育つてくるものです。子どもたちは、親と子の触れ合いを本能的に求めているのです。お互いの心をひらく語り合える時間も、多く持ちたいものです。(一部、「可能性にちよう戦する子どもの生活姿勢」より引用)

最近、両親共かせぎの家庭が増え、ややもすれば親子の触れ合いの時間が少なくなることが懸念されます。お父さんと家で話した時間十五分、これは親子の対話時間です。お父さんと家で話した時間二十

五分、お母さんと話した時間三十

五分を柱に学習をすすめることに聞きたいことは、そんな簡単な言葉ではないと子どもはいっています。お父さんと家で話した時間二十

五分、お母さんと話した時間三十

五分を柱に学習をすすめることに聞きたいことは、そんな簡単な言葉ではないと子どもはいっています。お父さんと家で話した時間二十

家庭教育学級を開講しました

昭和五十五年度家庭教育学級が五月十六日にスタートしました。昨年までの活動をもとに、本年

かたの参加をお待ちしています。次のように学級のお世話をしています。

応募資格 山口県在住者で、中学生以上のかた。

内容 老人敬愛運動の趣旨に沿ったもの。
 推進写真の募集 写真の大きさ、種類 白黒キャビネ判とし、ネガを添付すること。

送り先 〒753山口市瀬戸町一
 一一 県援護老人課
 締め切り 七月二十一日(月)
 当日消印有効

入選発表 九月五日(金)に開催する、老人敬愛県民の集いで表彰します。

賞 最優秀賞一点、優秀賞四点、佳作十点

6月の学級・教室開催日

◎公民館の休館: 毎週月曜日

| 日曜 | 中央公民館 | 大海分館 |
|-------|--------------------------|--------------|
| 1(日) | 陸上競技大会・青少年指導者キャンプ | |
| 2(月) | | 詩吟 |
| 3(火) | トレーニング・剣道・華道・青年団 | 謡曲 |
| 4(水) | 絵画・高齢者・詩吟・和裁開講 | |
| 5(木) | 居合道・民踊・洋裁開講 | |
| 6(金) | トレーニング・青年団・民謡(うた)開講 | |
| 7(土) | 英会話 | 代 |
| 8(日) | サッカースポーツ少年団(大海小)体育指導員研修会 | 会場係 |
| 9(月) | | 連絡係 |
| 10(火) | トレーニング・剣道・青年団・華道 | 出席係 |
| 11(水) | 絵画・詩吟・楽焼 | 学級委員長 小松和子 |
| 12(木) | 居合道・民踊・洋裁 | 学級副委員長 西富多佳子 |
| 13(金) | トレーニング・青年団 | 会計係 河本美千子 |
| 14(土) | 英会話・園芸 | 記録係 藤田八千 |
| 15(日) | | 内田ヒサ子 |
| 16(月) | | 若月奇子 |
| 17(火) | トレーニング・剣道・華道・青年団 | 詩吟 |
| 18(水) | 絵画・詩吟・女子ソフト | 謡曲 |
| 19(木) | 居合道・民踊・洋裁 | 民踊 |
| 20(金) | トレーニング・青年団・民謡(うた) | 詩吟 |
| 21(土) | 英会話 | 謡曲 |
| 22(日) | サッカースポーツ少年団(大海小) | 民踊 |
| 23(月) | | 詩吟 |
| 24(火) | トレーニング・剣道・青年団・華道 | 謡曲 |
| 25(水) | 絵画・詩吟・女子ソフト | 民踊 |
| 26(木) | 居合道・民踊・洋裁 | 詩吟 |
| 27(金) | トレーニング・青年団 | 謡曲 |
| 28(土) | 英会話・園芸・テニス | |
| 29(日) | | |
| 30(月) | | |



朝日山眞照院

郷土史 (81)

この札所は惣在所三神社におかれていたもので、三神社はこの札所の西南方に社殿と鳥居がある。この社は寺社由来書によると、惣在所開作の鎮守として正徳二年相殿に竜神・住吉両神を勧請してまつるようになつてから三神宮と号したとある。

第五五番 惣在所 大師堂

この札所は惣在所三神社におかれていたもので、三神社はこの札所の西南方に社殿と鳥居がある。この社は寺社由来書によると、惣在所開作の鎮守として正徳二年相殿に竜神・住吉両神を勧請してまつるようになつてから三神宮と号したとある。

この札所の本尊は、四国と同じ大通智勝仏である。大通智勝仏とは、太古法華經を説いた仏である。

惣在所沖には瓢箪浜という規模の小さい塩浜があった。百姓小浜

といつて、富裕な百姓が副業經營をしていて、(大里にもあった)しかし小規模の浜は早く整理対象になって、昭和五年(一九三〇)に整理された。

第五六番 惣在所 北組 大師堂

県道の西側にあるこの札所の軒下に大きな石地蔵があつて、「宝暦一年(一七五二)辛巳四月吉日」とある。ここに札所がおかれた時地蔵堂であったことが古地図にあり、この地蔵尊は黒湯の地蔵堂より三年のちできている。四国の五番靈場も地蔵菩薩である。

天正一四年(一五六六)火災にあつて堂宇を焼失、この時称宣の新善

(一七三)に勧請、祭日は九月六日であった。相殿に貴船社、恵比須大黒同殿に鎮座とある。また真善坊由来書によると、惣在所にこれより先恵比須社があり、この社に惣在所開作の鎮守として、正徳二年相殿に竜神・住吉両神を勧請してまつるようになつてから三神宮と号したとある。

この付近を愛染原といい、古くから愛染明王をまつる愛染堂があり、寛保元年(一七四一)の眞善坊由来書によると、もと妙蓮寺という尼寺の古跡で、そこが札所となつた。

第五七番 惣在所 杉ノ森大師堂

この付近を愛染原といい、古くから愛染明王をまつる愛染堂があり、寛保元年(一七四一)の眞善坊由来書によると、もと妙蓮寺という尼寺の古跡で、そこが札所となつた。

第五八番 朝日山眞照院

明治三年廢仏葉秋によって、称宣にあつた千光院眞善坊と同所五

智輪山遍照寺を合併して、千光院觀音堂のあつた現在地に移したもので、本尊は觀音堂の千手觀音である。

寺社由来書によると、もとここには千光院正觀寺があり、往古より真言宗秘密伝法灌頂の道場であった。天文一八年(一五四五)一〇月七日付けの田畠打渡証文によるところ、田地一か所一町八反余、米

一一石一斗四升九合、畠屋敷地八勾(米にして一石四斗七升余)合計一二石六斗六合六勺の寄進があつた。

天正一四年(一五六六)火災にあつて堂宇を焼失、この時称宣の新善

物三五坪ができたのは、昭和三八年(一九六三)一〇月であつた。

坊に合併し、寺号を「朝日山千光院新善坊」とした。その後貞享のころ(一六八四・一七)千光院旧跡の地に毎夜靈燈の奇瑞が現れ、里人は奇異に思い、一字の觀音堂を建立した。これが眞善坊抱えの朝日山觀音堂である。本尊は千手觀音。

次に千光院正觀寺と合併した新善坊は宇多天皇寛平八年(八〇六)の草創、開山は觀音僧正という近江國石山寺の座主であった。その後無住になつたことがあり、永禄年間より天正年間(一五六三)に、僧快憲が中興開山となつた。千光院が合併してから「朝日山千光院新善坊」と称し、天正の末ごろに從来の「新善坊」の「新」を「眞」に改めて千光院眞善坊とした。天正一八年正八幡宮社僧神官に対する打渡状(証文)によると、まだ新善坊となつてゐる。(注進案)

眞善坊の本尊は如意輪觀音である。(寺社由来書)

次に明治三年眞照院に合併された遍照寺は称宣にあって、本尊は五智如來。開山創建は不分明。江戸時代寛永八年(一六三一)にこの寺を繼いだ空遍法印を、中興第一世とす。

朝日山眞照院は昭和一七年(一九三二)一〇月二十五日、不運にも火災にあって庫裡を残して本堂その他幡山とか宮山とかいい、付近の開墾で古墳も出土している。

第五九番 二島 小島大師堂

この札所はもと朝日山の妙見社においていた。それを明治四年(一八七一)三月に二島小島の現在地に移した。本尊は弘法大師。

この札所はもと朝日山の妙見社においていた。それを明治四年(一八七一)三月に二島小島の現在地に移した。本尊は弘法大師。

この境内にその由来碑がおかれている。それによると嘉川の住人後山

貞芳なる篤信家が、この地を実地検分して山林二反七畝と靈場堂宇一切の建築費を寄進し、新しい札所とした。

正八幡宮古宮

この札所に二島側から往復する途中、田の中に正八幡宮の古宮がある。正八幡宮がはじめて宇佐から勧請された時ここに鎮座。それよりのち、文龜元年(一三一〇)大内義興によつて現在地に移された。そののち永い間、秋の御神幸祭にはこの古宮が御旅所となつた。この背後の山を八幡山とか宮山とかいい、付近の開墾で古墳も出土している。

町民の皆さんを結核から守るために、本年もレンタル車による健康診断を、次の日程で行います。健診のままでけっこうです。この機会に最寄りの会場で受けてください。

レントゲン車による

健康診断を実施!!

6月2日～9日

町内を巡回

| 6月2日(月) | |
|-------------|----------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～9.40 | 大河内北 有楽専用駐車場 |
| 9.50～10.20 | 大河内南 若村勇治氏宅前 |
| 10.30～11.10 | 天神町 大海漁協のり葉荷所前 |
| 11.20～11.50 | 浜 中 砂田頼男氏宅前 |
| 昼 食 | |
| 13.00～13.30 | 北 条 田中秀雄氏宅前 |
| 13.40～14.10 | 中 条 時繁隆信氏宅前 |
| 14.20～14.50 | 井 南 藤田賢治氏宅前 |
| 15.00～15.30 | 浜 内 公民館前 |

| 6月3日(火) | |
|-------------|-------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～9.30 | 小浜 松崎アヤ子氏宅前 |
| 9.40～10.10 | 赤崎 公民館前 |
| 10.20～11.00 | 日地 公民館前 |
| 11.20～11.50 | 金山嶺 松本鶴氏宅前 |
| 昼 食 | |
| 13.00～13.30 | 西青江 藤田栄氏宅前 |
| 13.40～14.10 | 先青江 公民館前 |
| 14.20～15.00 | 中道 秋葉園前 |

| 6月4日(水) | |
|-------------|-----------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～9.30 | 中道 藤田寛一氏宅前 |
| 9.40～10.10 | 中道 藤村弘一氏宅前 |
| 10.20～10.50 | 花香南 伊藤道子氏宅前 |
| 11.00～11.30 | 花香北 公民館前 |
| 昼 食 | |
| 12.50～13.20 | 中津江 三浦誠氏宅前 |
| 13.30～14.00 | 中津江 大野米蔵氏宅前 |
| 14.10～14.50 | 星戸 菅野駐車場 |
| 15.00～15.30 | 海岸通 秋葉園自転車修理工場前 |

| 6月5日(木) | |
|-------------|-------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～9.40 | 本町 田中要三氏宅横 |
| 9.50～10.30 | 祇園町 宗綱秀登氏宅前 |
| 10.40～11.10 | 黒瀬南 末繁静江氏宅横 |
| 11.20～11.50 | 黒瀬南 大林養造氏宅前 |
| 昼 食 | |
| 13.00～13.30 | 黒瀬北 大木繁幸氏宅横 |
| 13.40～14.10 | 黒瀬北 公民館前 |
| 14.30～15.00 | 宮ノ旦 公民館前 |

| 6月6日(金) | |
|-------------|-------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～9.40 | 西天田 福江忠徳氏宅前 |
| 9.50～10.30 | 東天田 公民館前 |
| 10.50～11.30 | 中野 公民館前 |
| 昼 食 | |
| 13.00～13.50 | 下村 中央公民館前 |
| 14.00～15.00 | 下村 町役場 |

| 6月9日(月) | |
|---------|-------------|
| 時 間 | 場 所 |
| 9.00～ | 中条 農協 大海集荷所 |
| 11.30 | |
| 昼 食 | |
| 13.00～ | 下村 町役場 |
| 15.30 | |

〔備考〕定期の健康診断をまだ受けている人を対象とする。



夜間救急病院群輪番表

| | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 村田博愛病院 三田尻一丁目1～24 (TEL 22-2310) | 中原病院 緑町一丁目7～61 (TEL 22-3145) |
| 三田尻病院 お茶屋町3～27 (TEL 22-1110) | 松本外科病院 天神二丁目1～44 (TEL 22-1409) |

(いづれも防府市)

| 日 | 6月 | | 7月 | |
|-----|----|-----|----|-----|
| | 曜 | 病院名 | 曜 | 病院名 |
| 1日 | 日 | 中原 | 火 | 中原 |
| 2日 | 月 | 田 | 水 | 三田尻 |
| 3日 | 火 | 松 | 木 | 本 |
| 4日 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 5日 | 木 | 木 | 土 | 中原 |
| 6日 | 金 | 木 | 日 | 月 |
| 7日 | 土 | 木 | 月 | 火 |
| 8日 | 日 | 火 | 水 | 水 |
| 9日 | 月 | 木 | 木 | 木 |
| 10日 | 火 | 木 | 金 | 土 |
| 11日 | 水 | 木 | 金 | 火 |
| 12日 | 木 | 木 | 土 | 水 |
| 13日 | 金 | 木 | 日 | 月 |
| 14日 | 土 | 木 | 月 | 火 |
| 15日 | 日 | 中原 | 水 | 木 |
| 16日 | 月 | 三田尻 | 木 | 木 |
| 17日 | 火 | 松 | 金 | 土 |
| 18日 | 水 | 本 | 火 | 中原 |
| 19日 | 木 | 田 | 水 | 三田尻 |
| 20日 | 金 | 木 | 木 | 木 |
| 21日 | 土 | 木 | 金 | 火 |
| 22日 | 日 | 三田尻 | 火 | 水 |
| 23日 | 月 | 中原 | 水 | 木 |
| 24日 | 火 | 木 | 木 | 木 |
| 25日 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 26日 | 木 | 木 | 火 | 木 |
| 27日 | 金 | 木 | 水 | 木 |
| 28日 | 土 | 木 | 木 | 木 |
| 29日 | 日 | 中原 | 火 | 水 |
| 30日 | 月 | 三田尻 | 水 | 木 |
| 31日 | 火 | 松 | 木 | 木 |

○病院名は簡略させていただきます。

昭和55年6月1日

広報あいお

老人医療・福祉医療の

「新受給者証」を渡します

6月23日から25日まで

七十歳以上のお年寄りには「老人医療費受給者証」を、重度心身障害者のかたには「福祉医療費受給者証」をお渡ししていますが、この証書の有効期間は、本年六月三十日までです。

そのため、新しい受給者証を次表の日程でお渡ししますので、お受け取りください。なお当日、次のものを持参ください。

- 今持っている受給者証
- 印鑑
- (うぐいす色)

日程表

| 月 | 日 | 時 | 間 | 該当部落 | 受付場所 |
|-------|-----|------------------|------------|------|---------------|
| 6月23日 | | 午前 9時から 12時まで | 大河内北から北条まで | | |
| 6月24日 | (火) | 午後 1時から 4時まで | 中条から日地まで | | 公民館大海 分館講堂 |
| | | 午前 9時から 12時まで | 金山嶺から中津江まで | | |
| 6月25日 | (水) | 午前 9時から 12時まで | 屋戸から祇園町まで | | 役場新庁舎 |
| | | 午後 1時から 4時まで | 下村から東天田まで | | |
| | | 午後 1時から 4時まで | 西天田から黒洞南まで | | |
| | | 午後 1時から 4時まで | | 入 口 | |

※都合により指定日に来れなかつた人は、六月二十六日(木)から保健衛生課窓口で受付します。

老人医療費

受給対象者とは

秋穂町内に居住地を有する者で、国民健康保険法による被保険者または、社会保険各法の被扶養者で七十歳以上の者、および六十

五歳以上七十歳未満の寝たきり老人等の人です。

ただし、次の人は除かれます。

①生活保護法による保護を受けている人。

②本人・配偶者・扶養義務者の所得が基準額を超える人。

③福祉医療費受給対象者

(重度心身障害者)とは

秋穂町内に居住地を有する者

で、国民健康保険法による被保険者または、社会保険各法の被扶養者で、国民年金法による障害・障害者手帳受給者(一級)、身体障害者手帳所持者(一級)、身体障害者手帳所持者(A)の人です。

ただし、次の人は除かれます。

①生活保護法による保護を受けている人。

②児童扶養手当受給者(一級)、身体障害者手帳所持者(A)の人です。

③精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援助施設に入所している人。

詳しいことは、保健衛生課へお問い合わせください。

①本人の所得が基準額を超える人。

②児童福祉法による児童福祉施設に入所している人。

③精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援助施設に入所している人。



国と郷土を考える

④

国勢調査の話

国勢調査は「紙で勝負する」といわれます。もちろん、全国約七十五万人の調査員のご苦労なしに成果はあげられませんが、四千五百万枚の調査票は、まるでない「紙」です。

ところで、一回の調査に、どれくらいの紙を使うのでしょうか。

調査票一枚の厚さは〇・一五ミリにすぎませんが、今回全国で使われる四千五百万枚を積み重ねると、富士山の約一・八倍の六千八百八十五倍になります。

また、調査票一枚の大きさは、タテ三十六センチ四ミリ、ヨコ二十五センチ七ミリ。四十

ます。

この膨大な「紙」——調査票は光学式読取装置によって集計され、「国勢調査報告」のほか、

人口の増減比較や構成比ならびにその解説を収録した「解説シリーズ」、通勤・通学人口や大都市圏・市町村の人口を規模別に分類整理した「資料シリーズ」などにまとめられます。

もちろん、これらの刊行物も「紙」のお世話になるのですが、国勢調査報告だけを見ましても、昭和二十五年に一万五千ページだったのが、回を重ねるごとに増え続け、前回の五十年には約六万ページに増えました。今回もこれを上回ると見込まれていますが、調査項目などに関係なく回を追ってページ数が増えるのは、多方面に活用できる統計情報量の増加が著しいからといえましょう。

児童手当受給者の皆さんへ

現況届は6月末日までに

児童手当を受けておられるかたは、六月一日から同月三十日までの間に、児童手当現況届を町民課または大海支所に提出してください。

なお、ことしの六月以降は、受給資格がなくなると思われる場合であっても同様です。

家庭の愛を――

「里親さん」を求めています

児童の保護は、その肉親により、その家庭の中で行われるのが最良の途です。

ところが、世の中には不幸にして保護者のいない児童や、保護者が監督することが適当でない児童があり、国や県はこうした児童を各種の児童福祉施設や個人家庭(里親)に預けて保護を依頼することになっています。

さて、皆さんや皆さんの周りにも児童を一時的に、また継続的に(養子縁組を将来的に希望されるかたを含みます。)に自分の家庭に預かって養育することを希望されるかたがおられますことを思っています。

起居をともにする人のうちに、児童の心身に害を及ぼすような健康と品性をもつた人がいないこと。

- 家庭生活が精神的にも物質的にも健全に営まれており、かつ明るいこと。
- 里親になろうとする人および起居をともにする人が、児童の養育について理解をもち、しかも熱意と豊かな愛情をもつ人であることです。

河原一五〇一 電話山口二二一
二二三七

山口県中央児童相談所 山口市

里親になることを希望されるかたは、直接または福祉事務所を経ておられますことを思っています。

この現況届は、受給者の前年の所得の状況と、六月一日現在の養育の状況などを、確認するための届けです。

もし、この届けを出されないと、引き続いて受給資格があつても、六月分以後の児童手当の支払いを受けることができなくなりますから、必ず提出してください。

詳しいことは町民課へお問い合わせください。



六月十日は「時の記念日」。その昔、天智天皇が初めて水時計を使った西暦六七一年四月二十五日が、太陽暦の六月十日に当たるところから決められたものです。

当時の水時計は漏刻(ろうこく)といって、四つの箱を階段状に置いて水を入れ、管を伝つた水が最後の箱にたまると、そこに浮かべられた矢によって時刻をはかったといわれています。

ところで、時計の「生命」は正確さにあります。近ごろの腕時計は、どのくらいの精度なのか、大手の時計メーカーに聞いてみました。

「最も高級なもので、誤差は年五秒以内となっています」ところで、時計が進歩した割には、暮らしの中の時間厳守は、それほどでもないようではせください。

時の記念日

●里親になろうとする人の家庭・家屋および居住地の環境が、児童の保健教育、その他児童の福祉上適切なものであること。

●里親になろうとする人の年齢が、養育しようとする児童の両親の年齢に近く、両親そろっていることが望ましい。

●福祉事務所および児童相談所は次のとおりですが、詳しいことは町民課福祉係へお問い合わせください。

最近では、計算機やカレンダーワーク、音叉(おんさ)式、クオーツ(水晶発振)と目まぐるしく変化しています。

1、世界主要国の時刻表示など

ルールを守つてきれいな選挙を!





調理師の試験

期日 七月二十五日(金)
場所 山口大学教養部 山口市
吉田

試験科目 衛生法規、公衆衛生
学、栄養学、食品学、食品衛生学、
調理理論

問い合わせ先 保健衛生課(有)

放三三三二)

月2回実施します

補聴器の修理は

十時ごろ。二回目は第二金曜日午後三時ごろ。

日時 一回目は第一水曜日午前

場所 町民相談室

相談は無料ですが、修理費につ

いては、一部負担していただく場

合があります。身障者手帳のない

かたは、実費となります。

テマ 「町制施行四十周年を

記念して、次の要領で原稿を募

集しますので、ふるってご応募く

ださい。

企画室では、町制施行四十周年を

振り返って、「将来の秋穂町に

期待すること」

字数 四百字詰め原稿用紙二枚

以内 応募資格 老若男女問わず町内に在住する人

応募締め切り 每月十五日まで

提出先 町企画室

応募作品 一人一点とし、必ず部落名、氏名、年齢を記入してください。応募作品は返しません。

採用の分には粗品を進呈します。詳しいことは、企画室へお尋ねください。

降雨期に備え、ため池の安全対策に万全を!!

日ごろから心がけようきれいな選挙

ご冥福を 祈ります(敬称略)

まで。第二次は七月一日から九月三十日まで。ただし、申し込み多いときは途中で締め切らることあります。

申込み方法 町役場産業課に備え付けの申込書で。商工会、町役場を経由して申し込みます。

貸し付けの内容 貸し付け金額は二百万円まで。貸し付け期間は五年以内で、一年ずつ置きの四年以内の年賦償還です。

貸し付けの対象となる企業と設備は、町役場産業課または商工会に備えている「貸し付け案内」のとおりで、一定の要件が必要です。

詳しいことは、県中小企業課(電話山口二二一三一一)か町役場産業課または商工会にお尋ねください。

第8回環境週間

6月5日~11日

記念講演会のご案内

住みよい環境をめざして

—青く・清く・美しく—

とき 六月六日(金)午後一時

ところ 山口市民会館大ホール
から三時四十分まで

トキ 六月六日(金)午後一時

ところ 山口市民会館大ホール
から三時四十分まで

トキ 六月六日(金)午後一時

ところ 山口市民会館大ホール
から三時四十分まで

トキ 六月六日(金)午後一時

ところ 山口市民会館大ホール
から三時四十分まで

| 年齢 | 逝去の日 |
|----|--------|
| 71 | 4月19日 |
| 79 | 同 19日 |
| 29 | 同 23日 |
| 80 | 同 26日 |
| 78 | 同 27日 |
| 79 | 同 29日 |
| 74 | 同 7月7日 |
| 79 | 同 11日 |
| 53 | 同 11日 |
| 60 | 同 13日 |

(4月16日~5月15日届出)

| 町の人口 | | <前月対比> |
|------|--------|--------|
| 人口 | 9,397人 | -8 |
| 男 | 4,498人 | +4 |
| 女 | 4,899人 | -12 |
| 世帯数 | 2,481 | +7 |

<住民基本台帳 5月1日現在>

6・7月(予定)の休日診療医院(吉南医師会)

時間: 9時から18時まで

| 日 | 内科 I | 電話 | 内科 II | 電話 | 外科 | 電話 |
|--------|---------|--------------|----------|-------------|----------|--------------|
| 6月1(日) | 小郡・池田医院 | 08397-②-1002 | 秋穂・小野医院 | 2353 | 小郡・林病院 | 08397-②-0411 |
| 8(日) | 浜本医院 | ④-0616 | 有富医院 | 2705 | 阿知須・共立病院 | 083665-2200 |
| 15(日) | 林病院 | ②-0411 | 阿知須・共立病院 | 083665-2200 | 小郡・嘉村外科 | 08397-②-2513 |
| 22(日) | 第一病院 | ②-0333 | 二島・賀屋医院 | 083987-2033 | 第一病院 | ②-0333 |
| 29(日) | 上郷医院 | ②-0916 | 嘉川・村田医院 | 083989-2510 | 村田外科 | ②-7100 |
| 7月6(日) | 田中内科 | ②-2325 | 二島・藤井医院 | 083987-2002 | 銚銭司・相川医院 | 083986-2177 |

今月の心配ごと相談日 10日(火)大海分館・20日(金)老人福祉センター